福井市ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、福井市が公開・管理するホームページに掲載する バナー広告の取扱いについて、福井市広告事業実施要綱(以下「要綱」 という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市ホームページ 市が管理するホームページのトップページ (ht t p : //www. c i t y. f u k u i . l g . j p) をいう。
 - (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。) の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格等)

- 第3条 広告を掲載する位置、枠数及び規格については、次のとおりとする。
 - (1) 掲載位置 福井市ホームページのトップページの下部の位置
 - (2) 掲載枠数 15枠
 - (3) 広告の規格 大きさ 縦45ピクセル・横150ピクセル データ形式 JPEG又はGIFデータ容量 8キロバイト以下

(広告の禁止表現)

- 第4条 広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しない。
 - (1) 動画及びアニメーション並びに複数の静止画像を順次表示するも

- (2) 市ホームページのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザインであるもの
- (3) 広告主の社名、団体名等の識別が困難なもの(広告掲載の募集方法)
- 第5条 広告の募集は、市と市ホームページバナー広告枠貸付に係る賃貸借契約を締結した広告代理店(以下「広告代理店」という。)が行う。

(広告掲載の申請)

第6条 市ホームページに広告の掲載を希望する者は、福井市ホームページバナー広告掲載申請書(様式第1号。以下「広告掲載申請書」という。)に広告デザイン(その者が市外の者であるときは、広告デザイン及び市町村税等納税証明書)を添えて、広告代理店を通して市に申請するものとする。

(広告掲載の決定)

- 第7条 市は、前条の規定による申請があった場合は、要綱及びこの要領並びに関係法令(以下「法令等」という。)に基づき審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。
- 2 市は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を福井市ホームページバナー広告掲載承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により、広告代理店を通して前条の規定により申請した者に通知するものとする。
- 3 市は、第3条の掲載枠数を超えて広告の掲載の申請があった場合は、次に定める順位に従い判断するものとする。この場合において、同順位に複数のものがあるときは、広告の掲載を希望する期間が長いものを優先して選定する。

- (1) 公共性又は公益性が高く、市内に事業所等を有するもの
- (2) 市内に事業所等を有するもの
- (3) 公共性又は公益性が高く、市内に事業所等を有しないもの
- (4) その他のもの

(広告の作成及び提出)

- 第8条 広告代理店は、作成した広告を、広告の掲載の開始日の5日前 (当該日が福井市の休日を定める条例(平成元年条例第48号)第1 条第1項に規定する市の休日の場合は、市の休日の前日とする。)ま でに、電子メール又はCD-R等の記録媒体により、市に提出するも のとする。
- 2 市は、提出された広告が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、広告代理店を通じ、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、広告代理店が定める。

(広告掲載の取消し)

- 第10条 市は、掲載された広告又はそのリンク先のホームページの内容等が、法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。
- 2 市は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合は、広告代理店を通じ、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己都合により、広告の掲載を取り下げるときは、 書面により広告代理店を通して市に申し出なければならない。 (広告等の変更)

- 第12条 広告主は、広告又はリンク先を変更しようとする場合は、広告代理店とあらかじめ協議し、広告代理店を通して市に申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請及び決定並びに広告の作成及び提出については、第6条から第8条までの規定に準ずるものとする。

(広告掲載対象外広告)

- 第13条 要綱第4条の規定に該当すると認める広告は、掲載しない。 (規制業種又は事業者)
- 第14条 要綱第7条各号のいずれかの規定に該当する事業者のほか、 次に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)で風俗営業及び性風俗関連特殊営業と規定される 業種並びに類似の業種
 - (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)でインターネット異性紹介事業と規定される業種
 - (3) 貸金業法 (昭和58年法律第32号) で貸金業と規定される業種
 - (4) 商品先物取引及び金融商品取引に関するもの
 - (5) たばこに関するもの
 - (6) 賭博に関するもの(公営競技を除く。)
 - (7) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
 - (8) 占い又は運勢判断に関するもの
 - (9) 興信所、探偵事務所等
 - (10) 債権取立、示談引受等をうたったもの

- (11) 国、地方公共団体その他公共機関と係争中の事案のある事業者(表示上の個別基準)
- 第15条 広告の種別ごとの個別基準は、次のとおりとする。
 - (1) 人材募集広告
 - ア 人材募集に見せかけて、商品、材料、機材等の売り付け又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。
 - イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるものは、掲載しない。
 - (2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現のあるものは、 掲載しない。

- (3) 学習塾、予備校(専門学校を含む)等
 - ア 合格率など実績を載せる場合は、事実又は客観的な根拠に基づ いたものとし、実績年も併せて表示すること。
 - イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容等が不明確なものは掲載しない。
- (4) 資格講座等
 - ア 民間の講習業者が労務管理士等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。
 - イ 行政書士講座等の講座には、当該講座のみで国家資格が取れる ような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には別に国家試 験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。
 - ウ 資格講座等の募集に見せかけて、商品、材料等の売り付け又は

資金集めを目的としているものは掲載しない。

項以外は、掲載しない。

- エ 受講費用が、全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示 はしないこと。
- (5) 病院、診療所及び助産所 医療法(昭和23年法律第205号)の規定により広告できる事
- (6) 獣医師及び動物病院 獣医療法(平成4年法律第46号)の規定により広告できる事項 以外は、掲載しない。
- (7) 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)
 ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
 (昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。
 イ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載しない。
- (8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用器具等 (健康器具、コンタクトレンズ等)

薬事法(昭和35年法律第145号)及び医薬品等適正広告基準 (昭和55年10月9日薬発第1339号。厚生省薬務局長通知) 並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治 体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ていないものは、掲載しない。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等薬事法、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び不当景品

類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)並びに業界の

自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ていないものは、掲載しない。

(10) 介護保険法 (平成9年法律第123号) に規定するサービス、 その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般 (老人保健施設を除く。)

- (ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスと、それ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表現を使用しないこと。
- (イ) 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、 担当者名等に限る。
- (f) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を 招くような表示はしないこと。

イ 有料老人ホーム

- (ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日 老発第0718003号。厚生労働省老健局長通知)に規定する 事項を遵守し、同指針別表の有料老人ホームの類型及び表示事項 の各類型の表示事項は、全て表示すること。
- (イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
- (ウ) 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示 (平成 16年公正取引委員会告示第3号)に抵触しないこと。

(11) 墓地等

当該墓地所在地の市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可

免許証番号等を明記すること。

- イ 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、 面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記す ること。
- ウ 不動産の表示に関する公正競争規約(平成15年公正取引委員 会告示第2号)による表示規制に従うこと。
- エ 契約を急がせる表示は掲載しない。
- (13) 建築、建設、測量、設計事務所等名称、所在地、許認可番号等一般的な事業案内とすること。
- (14) 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内 容ではないこと。
- (15) 旅行業
 - ア 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。ただし、補償については、広告内に全て記載してある必要はなく、詳細内容 が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものと する。

イ 不当な表示をしないこと。

(16) 通信販売業返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(17) 雜誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出し、写真及び表現については、青少年保護等の点で適正で あり、かつ、不快感を与えないものであること。

ウ 犯罪被害者、タレント等の有名人に関して、プライバシーを尊

重し配慮のある表現であること。

- エ 未成年、心身喪失者等の犯罪に関連したものは、氏名及び写真は、原則として表示しないこと。
- (18) 映画、興行等
 - ア 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。
 - イ 内容を極端にゆがめ、又は一部分のみを誇張した表現等は使用 しないこと。
 - ウ 衝撃的なデザイン及び青少年に悪影響を与えるおそれのあるも のは掲載しない。
 - エ 年齢制限等、規制を受けるものはその内容を表示すること。
- (19) 古物商、リサイクルショップ等
 - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、 廃棄物を処理できる旨の表示はしない。
- (20) 結婚相談所、交際紹介業等
 - ア業界団体に加盟していること。
 - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。
 - ウ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること (一般財団法人 日本情報経済社会推進協会のプライバシーマー クを取得している等)。
- (21) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織 ア 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。

- イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、 中傷等)するものは掲載しない。
- (22) 募金等
 - ア 厚生労働大臣、都道府県知事又は市長の許可等を受けていること。
 - イ 主旨を明確に表示すること。
- (23) 質屋、チケット等再販売業等
 - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 個々の相場、金額等の表示はしないこと。
 - ウ 有利さを誤認させるような表示はしないこと。
- (24) その他表示について注意を要すること
 - ア割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

- 七 乾 広 告 (根 拠 と な る 資 料 が 必 要)主 張 す る 内 容 が 客 観 的 に 実 証 さ れ て い る こ と 。
- ウ 無料で参加又は体験できるもの 費用がかかる場合があるときは、その旨明示すること。
- 工責任の所在、内容及び目的が不明確な広告
- (ア) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記するとともに、広告主 の所在地及び連絡先を明示すること。連絡先については、固定電 話とすること。
- (4) 法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするため、代表者名を明記すること。

オ 肖像権及び著作権

無断使用がないこと。

カ宝石の販売

虚偽の表現に注意する(公正取引委員会に確認の必要がある。)。

- キ 個人輸入代行業等の個人営業広告
- (ア) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けている こと。
- (イ) 事務所等の所在地を明記すること。
- クアルコール飲料
- (ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
- (4) 飲酒を誘発するような表示はしないこと。

(広告代理店の責務)

- 第16条 広告代理店は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、広告主とともに責任を負う。
- 2 広告代理店は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、 広告代理店の責任及び負担において、広告主とともに解決しなければ ならない。

(協議)

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告代理店双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な 事項は、市が別に定める。 附則

この要領は、平成25年12月5日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の内容は、令和3年度の市ホームページに掲載する広告から適用する。